

# 序 文

本書刊行委員会 刊行委員長 関 英昭

(青山学院大学 名誉教授)

## (1) 資本主義をめぐる最近の議論

1. 昨年(2015年)、トマ・ピケティの「21世紀の資本」(みすず書房)が日本でも話題を呼びました。この本は、「 $r > g$ 」の不等式をもって「金持ちがますます富むメカニズム」を実証したものです。その他、経済学の分野でも、この数年の間に、「資本主義はどこに行くのか」(二和良一他編)、「資本主義の終焉」(水野和夫)、「資本主義の限界」(中原圭介)、「さらば、資本主義」(佐伯啓思)等々たくさんさんの著書が出版されています。資本主義の「限界」・「終焉」・「危機」という言葉に代表されるように、すべて資本主義の将来に不安を感じ、あるいは資本主義を否定的に論じようとしています。

2. 経済学では、資本主義とは、「商品生産が支配的な生産形態となっており、あらゆる生産手段と生活資料とを資本本として私有する有産階級(資本家階級)が、自己の労働力以外に売るものを持たぬ無産階級(労働者階級)から労働力を商品として買い、その価値とそれを使用して生産した商品の持つ価値との差額(剰余価値)を利潤

として手に入れるような経済組織」(広辞苑)である、と定義されています。経済学が使用するところの「私有する資本」と、「労働力を商品として買う」という部分を、法律学ではどう考えているのでしょうか。

3. ドイツの法律家であるラートブルフは、「私所有権は、それが単に物に対する支配力ばかりでなく、人に対する支配力をも与えられる場合、資本とよばれる。契約の自由と私所有権が結びついたもの、これこそ資本主義体制の法的基礎である」と述べています。(「法学入門」「第3章 私法」、東大出版会 1996年)。

## (2) テンニースの「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト」(岩波文庫上・下 昭和38年)

1. テンニースは、最初、団体をゲマインシャフトとゲゼルシャフトの2つに分類し、その重要概念を一覧表にしました(岩波文庫の上巻巻末)。その概念一覧表を次頁の表のように簡略化してみました。それと対比して見てください。彼は、その後市民社会と資本主義の発展に伴い、両方の性質を持ったゲノツセンシャフトなる団体が出てきたと補足します。これが協同組合です。ゲゼルシャフトの代表は株式会社です。これは各人の「選択意志」によつて設立された団体で、その性質は利己心、打算、所有欲、貨幣欲、支配欲、貨殖欲等です。これに対して、ゲマインシャフトの代表は家族です。家族は生まれながらにして持っている「本質意志」に基づいた集団

で、その性質は気分、正直、親切、良心、誠実等です。実は、近代市民社会では、この個人の選択意志が大変重要な意味を持ってきます。（法律的には、この選択意志こそ契約の自由の前提となっています。）

2. なぜ資本主義は暴走するのか、それをテンニースの「概念一覧表」から考えてみると、面白いことが見えてきました。それはこういうことです。資本主義の発展に伴って、ゲゼルシャフトの代表である株式会社の利用が各国で盛んとなってきました。株式会社は本来人の団体（社団）ですが、それは資本多数決の支配する社団です。資本家は会社を通じて労働力を買い、商品を生産して剰余利益の最大化を追求します。利益をより多くするために、常に合理性、効率性を求めます。この資本主義のシステムを、法律は、会社（法人）の所有権を保護し、契約の自由を保障する形で擁護します。資本主義という経済システムは、この株式会社という法律形態と一体となって発展し、同時に資本家の利益を保持してきました。

3. ところが、概念一覧表でゲゼルシャフトの性質をよく見てみると、所有欲や支配欲が特色であるとしながら、それらを制御する道具概念が見当たりません。あるのはせいぜい「契約」、「理説」、「学問」です。「契約」や「理念」は制御装置たりえるでしょうか。否です。そうすると、私的所有権と契約自由の原則が保障されている法的基盤のもとで、資本家が資本の効率性や剰余価値の最大

団体の概念一覧表

団体の種類 (典型例) 区別する基準	ゲマインシャフト (家族、共同体)	ゲゼルシャフト (株式会社、組合)	ゲノッセンシャフト (協同組合)
① 団体と個人の意志の関係	個人の選択意志に関係なくもともと存在する団体	個人の選択意志により作られた団体	個人の選択意志により作られた団体
② 気質	気分、正直、実直	努力、快楽欲、利己心、虚栄心	両方を持つ
③ 性格	気立て、親切	打算、所有欲、狡猾、金銭欲、強欲、金儲け	両方を持つ
④ 考え方	良心、誠実	支配欲、観念的、名誉欲	両方を持つ
⑤ 道徳	宗教	世論	両方を持つ
⑥ 主たる職業	血のゲマインシャフト・家内経済場所のゲマインシャフト・農業精神のゲマインシャフト・芸術	商業（商人）、工業、学問	両方を持つ

テンニース/杉之原寿一訳「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト上」(岩波文庫 昭和38年) 巻末「概念一覧表」より作成（一覧表の表現とは若干異なるものもある）

化を追求してきたら、それをコントロールするものは一体何でしょうか。経営者や資本家の「理性」や「世論」でしょうか。ここに問題が隠されています。理性や世論は、法律では規制できません。したがって、ゲゼルシャフトの行動（資本家の利己心）を規制する法律上の道具は、テンニースの概念一覧表では何もないこととなります。

4. ところで、ゲノツセンシャフト（協同組合）の方はどうでしょうか。テンニースによれば、協同組合は株式会社と同様、「選択意志」によって設立されたゲゼルシャフトですから、当然、利己心、所有欲、支配欲等を持っています。その点では株式会社と何ら変わりがありません。しかし、協同組合はゲゼルシャフトであると同時にゲマインシャフトでもあります。つまり、ゲマインシャフトの特質も併せ持っています。つまり、ゲゼルシャフトの行動にゲマインシャフトの精神が作用することになります。ゲマインシャフトの正直、親切、良心等の倫理観が伴うと、「相互扶助」や「助け合いの精神」つまり「利他の心」となつて作用します。そのことを表現した法律上の概念は、「非営利」が最も近いかと思えます。法律は、ゲマインシャフトの精神を、「営利を目的としてその事業を行つてはならない」（生協法9条、森組法4条）、「相互扶助」（中協法5条）、「組合員のための奉仕」（水協法4条）といった表現で規定しました。ギールケが言うように、「人の人たるゆえんは、人と人の結びつきにあり」、  
の基本的考え方が根底にあると思えます。協同組合はゲ

ゼルシャフトの団体であるけれども、ゲマインシャフトの団体でもあるから、法律で「営利を目的としてはならない」というブレーキをかけたのです。したがって、改正農協法が、旧8条にあった「営利を目的としてその事業を行つてはならない」という文言を削除したことは、極めて問題があると思つています。協同組合の本質に対する無理解の結果です。

5. しかし、以上のことから「資本主義が間違つている」とか、「株式会社制度に問題がある」と結論付けるのは早計です。同様に、「資本主義が悪い」、「株式会社制度が悪い」と決めつけることもできません。問題は他にある筈です。つまり、「制度の運用」とそれを運用する「人」にあるように思われます。カジノ化した資本主義のシステムについては経済学に任せるとして、ここでは法律学の視点から見えます。株式会社は営利性を担保しているのは、会社法の一株一議決権の原則と自由な利益配当の保障にあります。問題は、どうもここに潜んでいるように思われます。資本家のあくなき利潤追求が可能であるのは、彼が議決権の過半数を所有し、その力で株主総会を支配することができる場合です。それを担保する法原理が、株式平等の原則と資本多数決の原則です。制御装置のない資本に、株主総会において何が期待できるでしょうか。決して他人への配慮ではありません。

6. それに反して、協同組合の非営利性を担保しているの

は、一人一票の原則と配当の上制限です。協同組合には、「一人は万人のために、万人は一人のために」という精神があり、かつ社団の民主的な運営を担保するために「一人一票の原則」の法的基礎があります。それにより、一人の組合員に議決権（支配権）が集中することを不能にしました。協同組合はゲゼルシャフトの性質を持っていますから、経営に熱心になりすぎると、株式会社と同様、合理性や効率性に走りやすい危険性を常に持っています。ただ、株式会社は意思決定の根拠を資本におきました。協同組合は「人」に基礎を置いているので、危険性に走った場合のチェックができる仕組みを持っています。組合の配当を制限することで、協同組合が営利を目的とする団体ではないことを宣言しました。これも経営者の暴走をチェックする機能として役だっています。この二重の装置で、協同組合が株式会社と同じにならないようにしたわけです。それ故に、協同組合が協同組合であるためには、ICAの協同組合原則をしっかりと守ることが、維持することが重要です。守るのは人です。協同組合原則を担保する最後の砦は「人」です。持つて生まれたゲマインシャフトの精神です。テンニースは、そのことを「概念一覧表」で訴えているように思われます。また、ICA原則は、人の重要性を知っていたが故に、組合員のみならず管理職員等の教育や訓練が必要だと宣言したわけです（第5原則）。

7. 以上のことから、資本主義が暴走するのは、ゲゼルシ

ャフトの中にそれを食い止める手段がないからだ、ということがわかります。それではどうしたらよいか名案はありませんが、法律学の視点からは、「私的所有権」及び「契約自由の原則」に制限を加えることが考えられます。

8. ICAの協同組合原則は、地域はもとより、地域をこえた国内・国際にも及ぶ広い範囲での「協同組合間協働」を掲げています（第6原則）。と同時に、「地域社会の持続的発展のために行動する」ことも定めています（第7原則）。協同組合が他の協同組合と協働する（work together, Zusammenarbeit, oeuvrement ensemble）の意味と必要性については、わが国ではもはや定着した理解だと思えます。問題はどのようにして協働するかです。日本共済協会が共済組織間の協同組合間協働を行ってきた長い歴史と実績があります。また、2012年の国際協同組合年（IYC）を契機に、異なる協同組合間の協力による「協同組合憲章（案）」が作成され、その後も研究会活動を通じて人的交流が行われています。賀川豊彦記念資料館では、ここ数年前から、協同組合組織で働く若い人たちのためのスクーリング教育が行なわれています。現在のところ、それらの活動が地域社会とどのように関係しているかは疑問です。しかし、いずれ近い将来、それらの活動や交流を通じて育まれた協同組合人が、地域社会で活躍する日がくると確信しています。協同組合間協働が実現すれば、計り知れない力を発揮すると思います。現在の協同組合には、人材だけでなく、宇沢弘文

がいう社会的共通資本、制度資本が備わっていると思います。

### (3) 本書の目的

1. 本書の出版経緯や目的・内容等については、伊藤澄一氏（日本共済協会専務理事）の「はじめに」及び島田和明氏（保険研究所社長）の「あとがき」を「ご覧ください」。たくさんの「共済と保険 巻頭言」執筆者のご承諾を得て、このような巻頭言集が出来上がりました。転載のご承諾をいただいた執筆者の皆さんにここで厚くお礼申し上げます。今回、巻頭言を読み直してみても、執筆者の皆さんに共通しているものは何であろうかと、考えてみました。その結果、皆さんがその時代に即した問題を扱って述べておられるその真意は、協同組合に対する思いではないかと感じました。協同組合に対する愛情や期待でもあると思います。そのような協同組合人の熱い思いをどのように表現したらよいか、本誌刊行委員会と相談した結果、本書のようなタイトルになった次第です。「協同組合の心を求めて」いること、その点が巻頭言を執筆した皆さんに共通している点だと思いました。
2. 協同組合に対する愛情をもっとも強く感じるのは、坂井幸二郎氏の「意義ある船出に寄せて」（本書14頁）及び「600号所感」（22頁）です。この二つの巻頭言は、日本共済協会及び機関誌「共済と保険」の今日に至るまでの歴史を述べたものでもありますが、坂井氏には、別

著「時言録」（「共済と保険」臨時増刊、1990年）というエッセイ集があります。機会があればそれも併せてお読みください。坂井氏の文筆力と説得力ある語りかけは、並々ならぬ共済・協同組合への思い入れ（愛情）にある、ということがわかりたいだけだと思います。大事なことは、坂井氏のこの熱い思いが、その後の「共済と保険」の執筆者にも綿々と受け継がれてきていることです。本書を通読していただければ、そのことが御理解いただけると思います。本書は、「共済・保険事業論」、「協同組合論」、「時事問題等の論考」に分けて編集されていますが、この区分は一応の分類であって、決してその内容に限定されるという分け方ではありません。したがって、最初からお読みいただいても、途中の関心あるところから読み始めていただいても一向に構いません。執筆者は、字数の限られた短い文章に、何とかして書きたいことの全てを含ませたいと思って字句を選択しています。そのことを、行間からおくみとりいたたき、そこからさらに想像をたくましくしていただきたいと思います。

3. 執筆者の顔ぶれは、研究者だけに限っていません。実務に携わっている専門家や、共済や協同組合を専門としていない方にも登場していただいています。最近では、若い研究者の巻頭言に光るものが多く見られます。かつて執筆していただいた先生の弟子や孫弟子にあたる研究者が、日本協同組合学会で活躍されると同時に「共済と保険」にも健筆をふるっておられます。それだけ協同組合・

共済領域の人的財産が蓄積されているという証です。

4. ICAの協同組合原則は「定義」、「価値」、「原則」の三部から構成されていますが、「価値」の中で、「協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮」という倫理的価値を信条とする」と明言しています。「他人への配慮」の英文や独文の表記は日本語と同じですが、フランス語の原文では、これを「Altruism」と表現しています。その本来の意味は「利他愛」です。したがって、「他人への配慮」は「利他愛」と同じ意味である」と理解することができます。利他愛は非営利にも通じる言葉ですが、同時にテンニースのゲマインシャフトの精神とも一致します。協同組合には、このような「他人を思いやる心」、「利他愛」という素晴らしい基準を持つ国際的なスタンダードがあります。株式会社にはそのような基準はありません。協同組合の先人たちは、その国際基準を大切にしながら協同組合を作りかつ今日までそれを維持することに努力されました。現在及び将来の協同組合関係者はこの「創設者たちの伝統を受け継ぎながら（「価値」参照）、「社会」を良くし、「人」として成長することを目指していきたいものです。

5. 本書の中で、富澤賢治氏（聖学院大学教授（当時））は、「資本は人を捨て、地域を捨て、国を捨てる。これに対して協同組合は、けつして人を捨てず、地域を捨てない。人々の生活圏である地域社会こそ協同組合の活動の場であ

あるからだ。」と述べています（179頁）。また森松邦人氏（保険研究所相談役（当時）・故人）は、「『人間の顔をした経済社会』の担い手」と題し、「ありうべき経済社会の担い手の役割を協同組合の『共助』に求める」と題する朝日新聞の社説記事を引用し、これこそ「大切にしたい提言」と述べています（307頁）。資本は「人間の顔」を利用することはできても、まねることはできません。人間だけが人間の顔を持っているのであり、決して人間の顔（尊厳）を資本の側に売り渡してはならないのです。今日の世界の動向や国内の政治・社会情勢を直視すればする程、協同組合が「正気の島」の主体となる日が来るであろうことを予感します。本書が、現在及び将来の協同組合に関わるであろう全ての人々にとって参考になり、そのお役に立つであろうことを願っています。

6. 最後に、本書の企画・編集・レイアウト、執筆者の皆さんとの連絡等、本書作成の全般にわたり労をとっていただいた事務局の今村良一氏に大変お世話になりました。ありがとうございます。

私自身は、現代版「百人一首」を編集するようなワクワクする気持ちで監修役をお引き受けしました。原稿のゲラ刷りを読み直してみても、改めて協同組合の人間らしさ、テンニースの分類の重要性を実感しています。

（2016年2月3日）